

審第1496号－1

答申第627号

令和7年6月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年6月22日付け人第600号－1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1161号

令和4年4月6日付けで審査請求人から提起された、令和3年12月27日付け総第2151号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年12月27日付け総第2151号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年12月10日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「令和3年12月に免職の懲戒処分に付された〇〇〇〇職員の当該処分に関する意思決定の経緯が分かる文書一切。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として、「職員の懲戒処分について（令和3年12月9日付総秘第1989号）」（以下「対象文書1」という。）、「職員の処分について〔〇〇〇〇〕」（以下「対象文書2」といい、対象文書1及び2を合わせて「本件各対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年4月6日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

当該処分を取り消し、「職員の懲戒処分について（令和3年12月9日付総秘第1989号）」の退職手当額、採用年月日、勤続期間、退職時の給料月額、級号給、履歴書を開示する旨の裁決を求める。

2 審査請求の理由

処分庁は開示しない理由として、「個人に関する情報であつて特定の個人を識別することができる情報であるため。」としている。しかし、当該懲戒処分を受けたのは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であると処分庁自身が特定の個人を識別しているため、非開示理由になっていない。よって、非公開とする情報に該当しない。特に、退職手当は実際には支給されなかったのであるから、退職手当額は個人に関する情報ではない。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 本件各対象文書の特特定及び内容について

(1) 対象行政文書の特定について

本件開示請求を受け、対象文書1及び対象文書2の2件の行政文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 本件各対象文書の内容について

ア 対象文書１は、職員の懲戒処分の決定を行うための意思決定を行うために作成された文書である。起案用紙、辞令、処分説明書、退職手当支給制限処分書及び関係機関への通知から構成されている。

イ 対象文書2は、職員の懲戒処分を行うための意思決定を行うための検討資料として用いられた文書である。

3 処分（部分開示決定）の理由について

(1) 不開示部分について

ア 対象文書1で不開示とした部分について

対象文書 1 中、退職手当額、採用年月日、勤続期間、退職時の給料月額、級号給及び履歴書（以下「退職手当額等」という。）は条例第 8 条第 2 号に該当すると
して、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

イ 対象文書2で不開示とした部分について

対象文書２中、処分理由、本人への事実確認結果は条例第８条第２号及び第６号二、過去・他団体の事例については条例第８条第６号二に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

ア 対象文書1について

退職手当額等は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号に該当する。

イ 対象文書2について

処分理由は、個人の評価に関する情報であって、たとえ特定の個人を識別することができないとしても、通常他人に知られたくないと望む、処分に関する情報が記載されており、開示すると、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第8条第2号に該当する。

また、本人への事実確認結果は、個人の状況に関する情報であって、たとえ特定の個人を識別することができないとしても、通常他人に知られたくないと望む、個人の心情等に関する情報が記載されており、開示すると、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第8条第2号に該当する。

(3) 条例第8条第6号該当性について

対象文書2に記載されている処分理由は、人事管理に係る事務に関する情報であって、懲戒処分の内容を決定するために実施機関が考慮した事情や具体的な検討内容に関する情報であり、処分内容の検討の過程を示すものであって、これらを開示すると、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号ニに該当する。

本人への確認結果は、人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、関係職員が聴取に協力して事実を回答することをためらい、正確な事実の把握が困難になることで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号ニに該当する。

過去・他団体の事例は、人事管理に係る事務に関する情報であって、懲戒処分の内容を決定するために実施機関が考慮した事情や具体的な検討内容に関する情報であり、処分内容の検討の過程を示すものであって、これらを開示すると、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、また、他団体の事例については、人事管理に係る事務に関する情報であって、開示した場合、今後、他団体からの情報収集が困難になるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号ニに該当する。

4 弁明の内容について

請求人は、対象文書1中、退職手当額等について、処分庁がこれらの情報を開示しない理由として「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため。」としているが、当該懲戒処分を受けた職員を処分庁自身が公表して特定の個人を識別しているため、非開示理由になっていないこと、特に、退職手当は実際には支給されなかったのであるから、退職手当額は個人に関する情報ですらなく、条例第8条第2号に該当しないことを主張する。

条例第8条第2号では、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報を不開示情報としているが、「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般をいうものである。退職手当額等についてはいずれも、個人の身分、地位等についての事実、判断、評価等の情報が含まれるものである。

そして、退職手当額等は、たとえ処分庁自身が当該職員の所属、職、氏名を公表していたとしても、それ自体が条例第8条第2号に規定する、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であることに変わりはない。また、条例第8条第2号イに規定する、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもないことから、開示の対象とならないものである。

よって、請求人の退職手当額等の開示する旨の裁決を求めるという主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書

本件各対象文書は、上記第2 3のとおりであり、当審査会が見分したところ、その内容は上記第4 2（2）のとおりと認められる。本件各対象文書の構成は次のとおりである。

（1）対象文書1について

職員の懲戒処分の決定を行うことについての意思決定を行うために作成された行政文書である。起案用紙、辞令、処分説明書、退職手当支給制限処分書、関係機関への通知、関係法令及び履歴書から構成されている。

（2）対象文書2について

上記（１）に係る検討に関する行政文書である。事実の概要、処分案、処分理由、本人への事実確認結果等から構成されている。

2 本件決定の妥当性

実施機関は、対象文書１の退職手当支給制限処分書における退職手当額、採用年月日、勤続期間、退職時の給料月額、級号給及び履歴書を条例第８条第２号に、対象文書２の処分理由及び本人への事実確認結果を同条第２号及び第６号に、過去・他団体の処分事例を同条第６号に、それぞれ該当するとして不開示としている。

これに対して、審査請求人は、上記第３ １のとおり、退職手当額等について、本件決定の取消しを求めていることから、これらの情報を不開示とした本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

（１）対象文書１において不開示とした部分について（総論）

対象文書１の退職手当額等について、実施機関は条例第８条第２号に該当するとして不開示としている。同号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人情報の要件を定めており、同号イからニまでは、同号本文に該当する情報のうち、例外的に開示するものを定めたものである。そこで対象文書１における同号該当性を以下検討する。

ア 条例第８条第２号本文該当性について

対象文書１には、被処分者の処分に関する事項が、当該被処分者の氏名、所属等とともに記載されていることから、その文書全体が条例第８条第２号本文に規定する個人に関する情報である。また、履歴書における不開示部分の情報は、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、既に関示されている氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

イ 条例第８条第２号ただし書イ該当性について

非違行為事案を起こした職員の情報は、当該個人に係る非違行為歴として、個人の資質、人格又は名誉等に関わる秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を保護する必要性は存在するものである。

しかし、県では、職員の懲戒処分等に関する公表基準（平成１５年５月１２日付け総第１０４号）（以下「公表基準」という。）を制定し、千葉県ホームページ等で公開している。公表基準によれば、地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合には、被処分者の属する部・局名、職名、年齢、処分内容、処分年月日

及び事実の概要を公表し、さらに、収賄、横領、飲酒運転による交通事故等社会的影響の大きな事件については、被処分者の所属名、氏名についても公表しているものと認められる。

したがって、公表後、相応の期間が経過した等特段の事情がある場合を除き、公表基準により公表された情報は、条例第8条第2号ただし書イに規定する慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報に該当するものである。

ウ 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

被処分者が公務員である場合、懲戒処分に係る情報は原則として当該被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えず、また、本件にあつては、勤務場所以外での窃盗等に関する事案であり、職務に係る部分は存在しないと認められることから、対象文書1において不開示とした部分に記載された情報が当該条項に該当するとは認められない。

エ 条例第8条第2号ただし書ロ及びニ該当性について

対象文書1において不開示とした部分に記載された情報が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

(2) 対象文書1において不開示とした部分について（各論）

上記（1）で示した考え方にに基づき、対象文書1において不開示とした部分について、条例第8条第2号ただし書イ該当性等を検討し、その妥当性を以下判断する。

ア 退職手当額、採用年月日、勤続期間、退職時の給料月額及び級号給（以下「当該情報」という。）について

当該情報について、実施機関は法令等の規定により又は慣行として公にし、又は公にすることが予定されている情報ではないと弁明するが、審査請求人は実施機関自身が特定の個人を識別しているため、非開示情報にはならないと主張する。

そこで、当審査会において、公表基準及び報道発表資料（以下「本件発表資料」という。）を見分したところ、当該情報は、公表基準によって公表する内容とは認められず、かつ、本件発表資料に当該情報の記載は認められなかった。

よって、当該情報は個人に関する情報であつて、公表慣行性も認められないことから条例第8条第2号ただし書イに該当せず、当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 履歴書について

履歴書について、実施機関は法令等の規定により又は慣行として公にし、又は公にすることが予定されている情報ではないと弁明している。

履歴書には、被処分者の氏名、年齢等が記載されているが、当審査会が本件発表資料を見分したところ、処分を付された者の所属名、職名、氏名及び年齢については、同資料により公表されていることが認められた。

そうすると、履歴書のうち、所属名、職名、氏名及び年齢については、公表慣行性が認められ、慣行として公にされている情報として、同号ただし書イに該当する。以上のことから、履歴書のうち、所属名、職名、氏名及び年齢は、開示すべきである。

また、履歴書のうち、表題及び各欄の項目名については、千葉県職員服務規程（平成17年4月1日訓令第5号）第5条の規定により定められている様式とほぼ同じ内容であり、単なる項目名にすぎず、具体的な個人情報等を示すものではないため、開示すべきである。

しかしながら、履歴書のその余の部分については、条例第8条第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（3）対象文書2において不開示とした部分について

審査請求人は、上記第3 1「審査請求の趣旨」のとおり、対象文書1における退職手当額等について開示する旨の裁決を求めており、対象文書2については言及していないことから、対象文書2における不開示部分は争わない趣旨と解されるため、対象文書2において不開示とした部分に係る決定の妥当性について、当審査会では判断しない。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

不服申立てのあったその余の部分について、実施機関の決定は、妥当である。

5 附言

上記2（1）イのとおり、県では公表基準を定め、懲戒処分等を行った場合に、公表すべき情報を定めているが、本件において実施機関は、公表基準において公表すべき情報とは規定されておらず、報道発表資料においても公表していない情報（被処分者に対する退職手当の不支給処分）を開示していることが認められる。

職員の退職手当に関する条例（昭和29年千葉県条例第6号。以下「退職手当条例」という。）第12条には、懲戒免職等処分を受けて退職した者には、退職手当の全部又は一部を支給しないことができる旨が規定されており、退職手当の運用を定めた通知には、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、退職手当等の全部を支給しないことを原則とする旨の記載がある。

本件において、実施機関が被処分者に対し退職手当を支給しない処分を行ったことは、上記退職手当条例及び関連通知に基づいたものと考えられる。一方、これらの規定等からすると、当該情報は、条例第8条第2号に規定する職員の個人に関する情報と解釈できる余地があるため、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報である可能性は否定できない。

今後、実施機関においては、非違の発生を抑止するという退職手当条例等の趣旨を踏まえた対応と個人の権利利益の保護との両立を十分考慮し、慎重に開示決定等を行うよう求める。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年 6月22日	諮問書の受付
令和 7年 2月26日	審議
令和 7年 3月17日	審議
令和 7年 4月23日	審議
令和 7年 5月27日	審議

別表

対象文書	開示すべき部分
対象文書1	履歴書中、 「表題」並びに「各欄の項目名」並びに被処分者の「所属名」、「職名」、「氏名」及び「年齢」

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 林 啓 吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横 田 明 美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)